2020年10月版

派遣スタッフの皆様へ

派遣法第23条第5項に基づき弊社の労働者派遣事業(対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日)の状況に関する情報をご提供いたします。

事業所名称	株式会社 ソラスト　島根支社
事業所所在地	島根県出雲市今市町北本町1-2-17 さかやビル２Ｆ

①派遣労働者数　(2020年6月1日付)	10	人
②派遣先事業所数 (2019年度実績)	5	件

③2019年度労働者派遣の料金 1日(8時間当たり)の額の平均	12,891	円
④2019年度派遣労働者の賃金 1日(8時間当たり)の額の平均	8,240	円
⑤マージン率　※上記の(③-④)÷③ 小数点第2位以下を四捨五入	36.1	%

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。
派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

- **派遣労働者の社会保険料**
  派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。
  ※賃金に対する事業主負担は、労災保険0.25%、雇用保険0.6%、健康保険4.985%、厚生年金保険9.15%（2020年4月1日現在）
  これらが派遣料金全体に占める負担は合計14.985%（介護保険0.895%を負担する場合、合計15.88%）となります。
- **派遣労働者の有給休暇費用**
  派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。
- **募集費・教育費・福利厚生費**
  派遣労働者の募集に必要となる募集広告費、教育訓練に係る費用、福利厚生費などの費用
- **その他経費**
  営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項について
- 労使協定を締結しているか否か ：　締結済
- 労使協定対象労働者の範囲 ：　すべての派遣労働者
- 労使協定の有効期間の終期 ：　2022年3月31日

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリア支援制度については下記のとおりとなっております。

①キャリア・コンサルティング相談窓口

窓口の開設方法	キャリア・コンサルティングを行う場所
事業所内に設置	島根支社内の面談室
電話での相談窓口	電話番号　0853-24-3171

②キャリア・ｱｯﾌﾟに資する教育訓練の計画

ｷｬﾘｱ・ｱｯﾌﾟ措置の種別 1.入職時等基礎的訓練　2.職能別訓練 3.職種転換訓練　4.階層別訓練 5.その他		対象となる派遣労働者の種別 1.雇入時　2.派遣中　3.待機中 4.入社●年目（階層別訓練のみ） 5.その他		1人あたり年間平均実施時間（時間）				訓練方法 （OJT・OFF-JTの区分）	費用負担 （無償・有償の区分）	賃金支給 （有給・無給の区分）
	具体的な教育訓練		対象労働者	1年目	2年目	3年目	4年目以降			
1	新入社員研修	1	派遣社員全員	15				OFF-JT	無償	有給
1	ﾌｫﾛｰ・ｱｯﾌﾟ研修	2	派遣社員全員	3				OFF-JT	無償	有給
1	はじめての医療事務　基礎知識	2	派遣社員全員	3				OFF-JT	無償	有給
2	接遇ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（反復ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ）	2	派遣社員全員		3	3	3	OFF-JT	無償	有給
2	接遇ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（思いやりのある説明）	2	派遣社員全員		1	1	1	OFF-JT	無償	有給
2	個人情報ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（反復ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ）	2	派遣社員全員		3	3	3	OFF-JT	無償	有給
2	個人情報ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ（なりすまし電話）	2	派遣社員全員		1	1	1	OFF-JT	無償	有給